

## 第 1 節 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

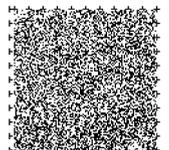
本市では、平成30年3月に、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする「第5次新座市障がい者基本計画」（以下「第5次基本計画」という。）を策定し、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らし、共に創る地域社会の実現」に向けて、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

一方、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく計画として、令和2年3月に、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第6期新座市障がい福祉計画」（以下「第6期福祉計画」という。）及び「第2期新座市障がい児福祉計画」（以下「第2期障がい児計画」という。）を策定し、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援等に関する見込量とその確保策を定め、サービス提供に努めてきました。

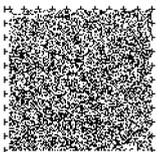
第5次基本計画の計画期間中において、本市では、令和元年10月には、新座市児童発達支援センター「アシタエール」を開所し、令和2年10月には、基幹相談支援センターを2か所設置し、障がい者福祉に係る基盤整備を進めるとともに、本計画の策定に係る基礎資料とするため、令和4年10月に、市内の障がいのある方などを対象としたアンケート調査「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」を実施しました。

国においては、障害者基本法に基づき、また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律第9条第1項に基づく同法の規定の趣旨を踏まえ、令和5年度から5年間を対象とする「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。また、「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」を受けた国連の障害者の権利に関する委員会から、令和4年9月に、総括所見（勧告）が公表されています。

さらに、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築等が求められています。



本計画は、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」に基づき、第5次基本計画で示した基本理念の更なる実現に向けて、第5次基本計画並びに第6期福祉計画及び第2期障がい児計画の到達点を踏まえ、障がい者施策の総合的な展開のための指針及び具体的な見込量等を明らかにするため、新たに「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共に安心して暮らし、みんなにやさしく誰もが幸せを感じる地域社会の実現」を基本目標に掲げ、「第6次新座市障がい者基本計画」並びに「第7期新座市障がい福祉計画」及び「第3期新座市障がい児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

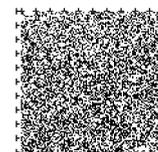
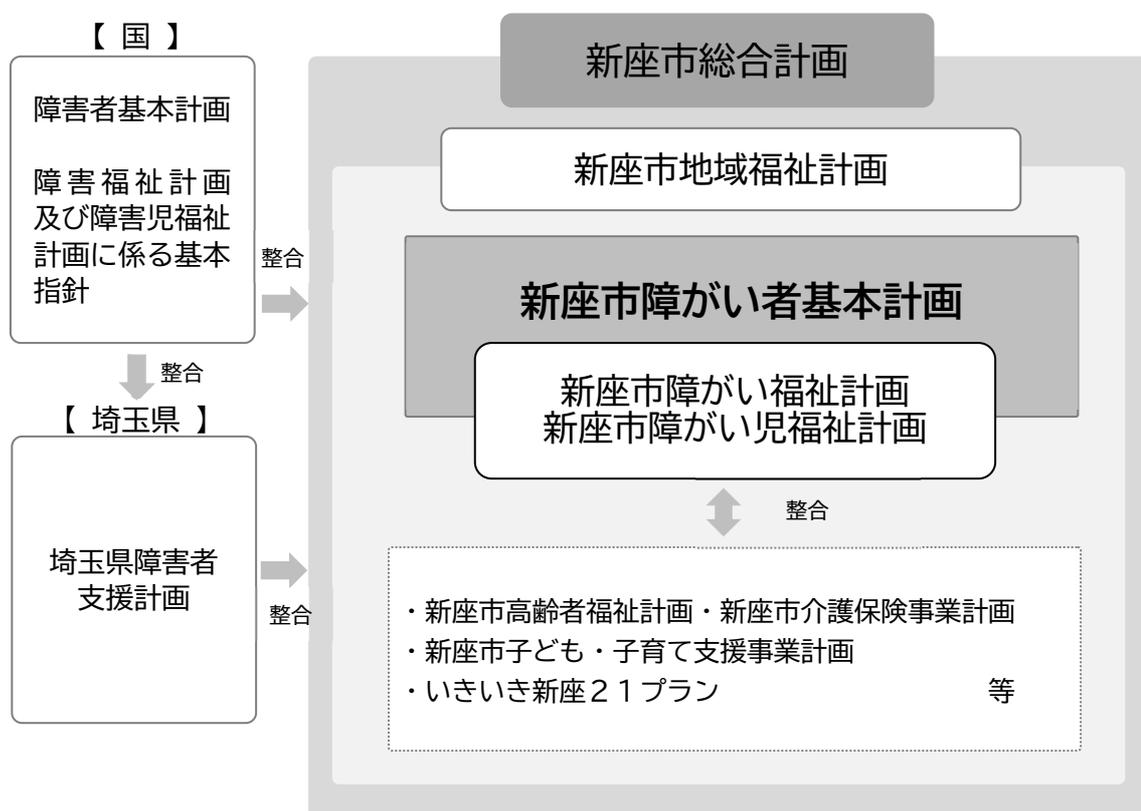


## 2 計画の位置付け

本計画は、「新座市総合計画」における将来都市像及びまちづくりの基本的な方向性を踏まえるとともに、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画「新座市地域福祉計画」と整合を図るものです。また、関連計画に当たる「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画」等についても、整合を図ります。

また、国の「障害者基本計画」、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」や、埼玉県「埼玉県障害者支援計画」等と整合を図りつつ、新座市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

図 計画の位置付け

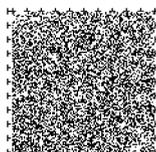


### 3 計画の期間

この計画の期間を令和6年度から令和11年度までの6か年とします。ただし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3か年を1期とする計画であるため、両計画に該当する第4章の内容については、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

図 計画の期間

区分	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
計画の期間			第5次新座市総合計画 前期基本計画						
	第5次障がい者基本計画 (H30～R5)								
	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (R3～R5)			第6次障がい者基本計画 (R6～R11)					
				第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (R6～R8)					
関連計画			第4次新座市地域福祉計画						
				新座市高齢者福祉計画・新座市 介護保険事業計画 第9期計画					
	第2次新座市子ども・子育て支援事業計画								
	第2次いきいき新座21プラン								



## 4 用語の概念及び表記について

### (1) 「障がい者」の概念について

この計画における「障がい者」とは、障害者基本法に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」として捉えています。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、難病患者等についても、「障がい者」として捉えています。

なお、障害者総合支援法では18歳以上の障がいのある人を「障がい者」、18歳未満の人を「障がい児」と区分し、障がい者と障がい児を総称して「障がい者等」と呼称しています。

しかしながら、この計画では、年齢による区分をできるだけ避けるため、年齢にかかわらず「障がい者」としています。ただし、対象が18歳未満に限る場合は「障がい児」と表記し、第4章の「第7期新座市障がい福祉計画」及び「第3期新座市障がい児福祉計画」では、対象者を明確にするため、原則として、18歳以上的人是「障がい者」、18歳未満的人是「障がい児」、「障がい者」と「障がい児」を総称して「障がい者等」として表記しています。

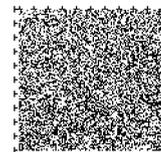
### (2) 「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字には「悪くすること」「わざわざ」といった否定的な意味があり、人権尊重の観点から、この計画ではできるだけ「障がい」と表記しています。ただし、国の法令等、施設名及び法人・団体等の固有名詞については、使用されている表記としています。

### (3) 施策・事業における「充実」等の用語について

各施策・事業の計画内容で用いている「充実」、「推進」、「促進」は、おおむね次の意味で用いています。

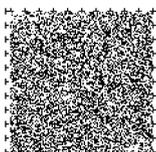
- 「充実」 既存の対象者やサービスの種類を維持しつつ、内容の改善や提供量を拡大することです。
- 「推進」 現在進めている施策を今後とも進めていくことです。
- 「促進」 主に実施主体が市以外である施策や取組が今後とも進むように促すことです。



#### (4) 専門的用語について

各障がい福祉サービスの概要については、「第4章第3節サービスの見込量と確保策」に記載されています。

その他の本計画に記載されている専門的用語については、「資料9 用語解説」として掲載しました。



## 5 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりです。

### 第1章 計画の概要

計画の策定の趣旨や期間、位置付け、基本目標等この計画全体に関する概要を掲載しています。

### 第2章 施策の基本方針と施策体系

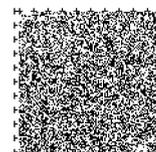
計画の目標を実現するための9つの分野ごとに施策の基本方針を掲げ、施策体系を整理し掲載しています。

### 第3章 分野別施策の展開

施策体系に基づく各施策の内容を掲載しています。

### 第4章 第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児福祉計画

令和8年度の数値目標、障がい福祉サービス及び主な地域生活支援事業の見込量と確保の方策等を掲載しています。



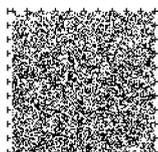
## 第2節 計画の基本目標

「第6次新座市障がい者基本計画」並びに「第7期新座市障がい福祉計画」及び「第3期新座市障がい児福祉計画」の策定に当たっては、引き続き、「障がいのある人もない人も共に暮らすまち・にいざ」を掲げるとともに、基本目標「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共に安心して暮らし、みんなにやさしく誰もが幸せを感じる地域社会の実現」を目指します。

この目標の達成は、行政だけでなし得ることではなく、市民や各種団体、企業等地域を支える全ての人たちが力を合わせ取り組んでこそ、はじめて実現できるものだと考えます。

### 【 基本目標 】

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共に安心して暮らし、みんなにやさしく誰もが幸せを感じる地域社会の実現



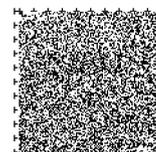
## 【SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進】

SDGs（Sustainable Development Goals「持続可能な開発目標」）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。

この内容は、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは、我が国としても、積極的に取り組んでいます。

全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいのある人もない人も全ての人々にも当てはまるものです。

図 SDGsアイコン



## 第3節 障がい者施策に係る動向・取組

### 1 国等の障がい者施策に係る動向

#### (1) 障害者総合支援法の動向

障害者自立支援法を改正・改称し、基本理念やサービス対象者の拡大等を盛り込んだ新たな法律として、障害者総合支援法が平成25年4月1日に施行されました。

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障がい者及び障がい児の福祉に関する法律と相まって、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

障害者総合支援法は、令和4年度に改正され、法に規定された主な内容は、次のとおりです。

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容の追加（令和6年4月から）
- ② 障がい者が安心して地域生活が送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や地域生活支援拠点等の整備に関し、市町村の努力義務化（令和6年4月から）
- ③ 協議会の機能の強化（令和6年4月から）
- ④ 就労選択支援の創設（政令で定める日）

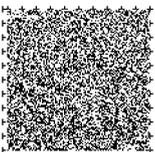
#### (2) 児童福祉法の動向

障がいのある子どもに対する支援に関し、身近な地域で支援を受けられるよう、障がい種別等に分かれている支援体制を見直す法律が定められ、障がい児通所支援等の事業が定められた児童福祉法が平成24年4月1日に施行されました。

この法律は、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを目的としています。

児童福祉法は、令和4年度に改正され、法に規定された主な内容は、次のとおりです。

- ① 児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化（令和6年4月から）
- ② 児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化（令和6年4月から）



### (3) 障害者権利条約の批准

障害者の権利に関する条約が平成18年12月に国連総会で採択されました。

日本は、平成19年に署名し、障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定等の国内法制度の整備に取り組み、平成26年1月20日に批准しました。主な内容は、次のとおりです。

また、「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」を受けた国連の障害者の権利に関する委員会から、令和4年9月に、総括所見（勧告）が公表されています。

- ① 障がいに基づくあらゆる差別を禁止する。
- ② 障がい者が社会に参加し、包容されることを促進する。
- ③ 条約の実施を監視する枠組みを設置する。

### (4) 障害者差別解消法の動向

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されました。障害者基本法に定めた「差別の禁止と合理的な配慮」の規定を具体化しています。

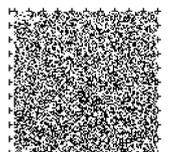
障害者差別解消法は、令和3年度に改正され、法に規定された主な内容は、次のとおりです。

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化（令和6年4月から）

### (5) 医療的ケア児支援法の制定

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年6月18日に公布され、同年9月18日に施行されました。

この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。



## (6) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定

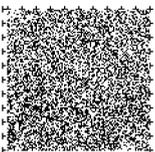
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が令和4年5月25日に公布され、同日に施行されました。

この法律は、全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

## (7) 災害時における障がい者への対応

東日本大震災や熊本地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしているとともに、新型コロナウイルス感染症の影響及び令和5年度からの新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応など、災害が発生した場合における障がい者への対応等、防災・避難対応に関する新たな課題が浮き彫りとなりました。

このような中で、障がい福祉サービス事業所等においては、地震や風水害などの自然災害発生時、新型コロナウイルス感染症のまん延下であっても、入所者や利用者への障がい福祉サービスを継続して提供していく必要があることから、業務の継続に必要な計画（BCP。業務継続計画）をあらかじめ定めておくことが求められており、令和6年4月1日から義務化されることとなります。



## 2 埼玉県の障がい者施策の取組

### (1) 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の制定

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例が平成28年3月に制定され、同年4月1日に施行されました。障がいを理由とする差別を解消するとともに、障がいのある人もない人も共生する社会の実現を目的としたもので、その特色は、次のとおりです。

- ① 県民一人一人の持ち味を活かすことが、明日の埼玉県の原動力になることを明らかにする。
- ② 共生社会の推進のための様々な施策を一体的に定める。
- ③ 差別に関する相談体制や紛争防止・解決の体制を整備する。

### (2) 埼玉県手話言語条例の制定

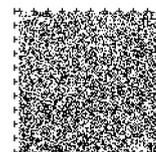
埼玉県手話言語条例が平成28年3月に制定され、同年4月1日に施行されました。手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の方が手話によって心を通わせ、お互いを尊重し共生できる社会の実現を目指すもので、その基本理念は、次のとおりです。

- ① 手話は独自の体系をもつ言語であり、文化的所産であることを理解する。
- ② ろう者とろう者以外の方が手話により意思疎通を行う権利を尊重する。

### (3) 埼玉県虐待禁止条例の制定

埼玉県虐待禁止条例が平成29年7月に制定され、平成30年4月1日に施行されました。児童虐待、高齢者虐待及び障がい者虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために制定されたもので、その趣旨は、次のとおりです。

- ① 虐待の禁止並びに虐待の予防、早期発見その他の虐待の防止等に関する基本理念を定める。
- ② 虐待の禁止等に係る県、養護者の責務並びに関係団体、県民の役割を明らかにする。
- ③ 虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定める。



#### (4) 埼玉県ケアラー支援条例の制定

埼玉県ケアラー支援条例が令和2年3月31日に制定され、同日に施行されました。ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために制定されたもので、その趣旨は、次のとおりです。

- ① 全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、基本理念を定める。
- ② ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行う。
- ③ ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行う。

